

横浜市会議員の資産等報告書の閲覧開始について

「政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、横浜市会議員の資産等報告書の閲覧を開始します。

■ 閲覧開始時期

令和5年10月10日(火)午前8時45分から

■ 対象議員

全議員 86人

■ 対象書類

資産等報告書

任期開始日(令和5年4月30日)において有する資産等を記載しています。

■ 閲覧時間

開庁日の午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

■ 閲覧場所

議事堂内会議室(議会局秘書広報課 Tel 045-671-3040)

※事前にお問い合わせください。

■ 関係条例等

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例 第2条及び第5条

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000033.html

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する規程 第12条

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000034.html

お問合せ先

議会局秘書広報課長 柴垣 涼 Tel 045-671-3079